

令和8年第2回（2026年第2回）
八街市農業委員会総会

令和8年2月6日
八街市農業委員会

令和8年第2回（2026年第2回）農業委員会総会

令和8年2月6日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 古市正繁 | 5. 久野紀子 | 9. 今関富士子 |
| 2. 山本元一 | 6. 中村勝行 | 10. 貫井正美 |
| 3. 小川正夫 | 7. 深澤一郎 | 11. 岩品要助 |
| 4. 望月浩樹 | 8. 円城寺伸夫 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 清水 隆 | 7. 松下雅弘 | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 内貴光男 | 8. 山本和秀 | 15. 古川儀行 |
| 3. 伊藤勇士 | 9. 小山哲章 | 16. 加藤秀雄 |
| 4. 保谷研一 | 10. 飛田芳文 | 17. 井口裕史 |
| 5. 浅羽宏明 | 11. 鈴木弘明 | 18. 山本 健 |
| 6. 松原 勝 | 13. 小倉 正 | |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

12. 今井定男

3. 事務局

事務局長	齋藤康博	係 長	川崎真弘
主 査	小川由佳		

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法施行規則第53条第6号の規定による農地転用の届出について

○齋藤事務局長

開会を宣す。(午後3時03分)

○岩品会長

今月の案件は、農地法第3条、4条、5条本体で11件、その他議案1件が提出されております。慎重審議をお願いします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立しました。また、農地利用最適化推進委員の出席委員は17名です。

推進委員の今井委員より欠席の連絡がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

それでは、会務報告いたします。

1月20日火曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、望月班長、田城寺委員、今関委員で実施いたしました。

1月29日木曜日午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、山本元一班長、中村委員、深澤委員で実施いたしました。

1月29日木曜日午後3時より、八街市男女共同参画フォーラムinやちまたを、八街市総合保健センター大会議室で実施いたしました。岩品会長、及び各委員にご出席いただきました。私からは以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければこちらから指名します。今月は議席番号5番、久野委員、6番、中村委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字立合松北地先、地目、畑、面積2,502平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4,956平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続で農地を取得したが農業をしていないため。

番号2、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積2,563平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

番号3、区分、売買、所在、砂字堀込地先及び大谷地先、地目、畑、面積1,235平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積7,508平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、農業経営の規模を縮小するため。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号1番について、小山委員、調査報告をお願いします。

○小山委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査結果について報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。申請地について、位置は八街北中学校より北西に2キロメートルに位置しています。境界はコンクリート杭で分かるようになっています。現況はトラクターでよく耕されています。進入路は市道に面しており、確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター4台、耕転機3台、人参掘機1台、軽トラック2台です。労働力は、本人、妻の2人であり、技術力についても問題なく、年間150日以上農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は、スイカ、人参を作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約100メートル、徒歩で約2分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われま

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号2番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。申請地について、位置は八街市役所より北方向へ約3.3キロメートル。境界は、境木とコンクリート杭で確定しております。現況は整地されていて、すぐに耕作ができる状態です。進入路は八街市道より確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有及びリースする主な農機具は、トラクター6台、2トントラック1台、耕転機1台です。労

働力は本人と妻の2人であり、技術力についても問題なく、年間150日以上 of 農作業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は、馬鈴薯と人参を作付する計画であり、通作距離は自宅から申請地まで約300メートル。徒歩で約5分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号3番について、山本健委員、調査報告をお願いします。

○山本健委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請であります。申請地について、位置は市立川上小学校より南に1.3キロメートル及び2キロメートル地点にあり、境界は石杭で確認済みです。現況は耕作できる状態で、進入路は市道に面しております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。

権利者が所有及びリースする主な農業機具は、耕耘機1台、トラクター1台、貨物トラック1台などです。労働力は家族4人で、それぞれ年間300日以上であり、技術力についても問題なく、年間150日以上 of 農作業従事日数要件を満たしております。

また、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

その他、参考となる事項として、営農計画は、生姜、落花生、人参を作付する予定であり、通作距離は自宅から申請地まで約16キロメートル、車で約30分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。

本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準に該当しておりませんので、何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号1番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第1号2番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可することに決定します。

次に、議案第1号3番を許可することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書の4ページをご覧ください。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積500平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在住まいが建っている土地を隣地の会社に売却することとなったため、自己所有地である当該農地へ新たに専用住宅を建築したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当いたします。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第2号1番、地法第4条の規定による許可申請について調査報告します。

立地条件ですが、市役所より北方向へ2.2キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針28ページ、②の①に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、事務指針32ページ、②の③の(エ)による例外に該当します。

一般基準ですが、本申請は、専用住宅用地で、面積は500平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。

申請地には、権利移転に対して支障を来すものはありません。隣接する農地もなく、営農条件への支障もありません。事業計画では、用水は上水道、雨水は敷地内浸透として、汚水雑排

水は合併浄化槽にて処理後、放流する計画です。

権利者は、自己所有地の一部売却に伴い、当該申請地に専用住宅の建築を計画。許可後、速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地条件、一般基準ともに、本案件は、何ら問題ないものと思われます。
以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第2号1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

川崎係長、お願いします。

○川崎係長

議案書の5ページをご覧ください。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積284平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,207平方メートル。転用目的、車両置場用地。転用事由、現在、イベント設営事業を営んでいるが、既存倉庫での作業効率を上げるため、隣接する当該申請地を大型車両の待機・転回スペース及び置場用地として整備し、利用したいというものです。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地に該当します。

番号2、区分、売買、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積484平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積621.9平方メートル。転用目的、長屋住宅(1棟)用地。転用事由、長屋住宅の賃貸経営により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号3、区分、売買、所在、大木字南大富向地先、地目、畑、面積767平方メートル。転用目的、資材置場用地。転用事由、現在、測量事業と建設業を営んでいるが、分譲予定地を造成し、販売することとなったため、当該申請地を資材置場用地として整備し、利用したいというものです。農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号4、区分、売買、所在、八街字南四番地先、地目、畑、面積560平方メートル。転用目的、長屋住宅(1棟)用地。転用事由、長屋住宅を建築し、賃貸経営により収益を得たいと

いうものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

議案書の6ページをご覧ください。

番号5番と6番は関連しております。

番号5、区分、売買、所在、八街字南四番地先、地目、畑、面積351平方メートル。転用目的、長屋住宅（1棟）用地。転用事由、長屋住宅を建築し、賃貸経営により収益を得たいというものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号6、区分、売買、所在、八街字南四番地先、地目、畑、面積60平方メートル。転用目的及び事由については5番と同じです。農地の区分につきましても、5番と同じく第3種農地と判断されます。

番号7、区分、売買、所在、八街字笹引地先、地目、畑、面積1,652平方メートルのうち1,148.36平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,838.36平方メートル。転用目的、車両置場（55台）用地。転用事由、自動車販売業を営んでいるが、既存の車両置場が手狭となり、既存施設から近い当該申請地を車両置場として利用したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号1番について、飛田委員、調査報告をお願いします。

○飛田委員

議案第3号1番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

立地条件ですが、八街市役所より北方向へ2.2キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されています。

農地区分としては、事務指針28ページ、②の㉔に該当するため、第1種農地と判断されますが、事務指針32ページ、②の㉔の（オ）による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請地は、駐車場及び資材置場の用途で、現在、隣接地でイベント設営事業を営んでおりますが、既存施設が手狭になったため、当該申請地を取得し、作業効率及び安全性の向上を図りたいとのことです。

資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画となっております。敷地は、埋立等は行わず整地し、碎石敷きにする計画です。雨水については敷地内浸透、汚水雑排水は発生いたしません。また、周辺の農地の営農条件への支障につきましては、特に問題ありません。

以上のことから、立地条件、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われま

す。以上で、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号2番について、清水委員、調査報告をお願いします。

○清水委員

はい議案第3号、2番について調査報告します。

立地基準ですが、申請地は八街駅より南東方向に約2.5キロメートルに位置し、進入路は八街市道に接道しており、確保されております。

農地区分としては、事務指針30ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、申請地は住宅地に隣接しており、住環境もよいと判断され、長屋住宅の賃貸経営により安定した収入を得たく、当該申請をしました。

造成計画については、切盛り等を行わず、敷地内処理とし、区域外からの土砂の搬入はありません。

防災計画としては、外周部分のブロック工事を先行することにより、土砂等の区域外の流出を防止します。施工後につきましては、外周のブロックにフェンスを設置します。用水は市営水道。雨水は雨水浸透施設を設置、処理します。汚水雑排水は、汚水を宅内枳へ収集後、下水管へ接続し、放流します。

以上、立地基準、一般基準、何ら問題ないと思われます。

報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号3番について、内貴委員、調査報告をお願いします。

○内貴委員

議案第3号3番、農地法第5条の申請に係る調査結果について報告します。

立地基準ですが、申請地は、八街駅より南に約3キロメートルに位置し、進入路は八街市道により確保されています。

農地区分としては、事務指針30ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、権利者は、当該申請地767平方メートルを取得し、資材置場として利用するもので、面積は妥当と思われます。

事業計画としては、現地盤で使用するため、埋立て等を行わず、周囲にトラロープを設置し、通路は砂利敷きにします。用水、汚水雑排水はなし。雨水は敷地内浸透で、通勤・通学の時間帯は資材の搬入を行わないようにします。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに何ら問題ないものと思われます。

以上で報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号4番から6番について、伊藤委員、調査報告をお願いします。

○伊藤委員

まず、議案第3号4番、第5条の規定による許可申請について報告いたします。

まず立地基準ですが、当該用地は、八街駅より南西方向へ約1.4キロメートルに位置し、

進入路は八街市道に接道し、進入路は確保されています。

農地区分といたしましては、事務指針30ページ、④の⑥のウに該当する第3種農地と判断いたしました。本申請は、合計560平方メートルの敷地に長屋住宅を建設する計画であり、面積は妥当だと思われます。選定基準ですが、当該用地は閑静な住宅街に隣接しており、住環境のよさから選定いたしました。

本計画は、では、切土・盛土は敷地内で行い、区域外からの搬入は行いません。用水は上水を引き込み、雨水については敷地内浸透、汚水雑排水は下水へ接続し、放流します。

防除計画ですが、外周部にブロック積みを行い、土砂の流出を防ぎます。隣接地は、現状、権利者の所有するアパートになっており、他者の営農環境に影響はありません。

権利者は、不動産業・建築業を営んでおり、許可後速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから立地基準、一般基準ともに問題ないものと思われます。

続きまして、第3号5番、6番、第5条の規定による許可申請について、関連案件のため一括して報告いたします。

立地基準ですが、当該用地は八街駅より南西方向約1.5キロメートルに位置し、進入路は八街市道に隣接し、進入路は確保されています。

農地区分としていたしましては、事務指針30ページの④の⑥の(ウ)に該当する第3種農地と判断いたしました。

本申請は、合計411平方メートルの敷地に長屋住宅を建築する計画であり、面積は妥当だと思われます。

本計画では切土・盛土は敷地内で行い、区域外からの搬入は行いません。用水は上水の引き込み。雨水については敷地内浸透、汚水雑排水は下水へ接続し放流します。

防除計画につきましては、外周部にブロック積みを行い、土砂の流出を防ぎます。隣接地は現況畑ではなく、営農環境に影響はありません。

権利者は、不動産業建築業を営んでおり、許可後速やかに計画を実行するものと思われます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに問題ないものとも思われます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号7番について、保谷委員、調査報告をお願いします。

○保谷委員

今回の案件は、昨年12月の定例総会にて審議・可決された案件ですが、測量が簡易測量であったため県にて取り下げになりました。そのため、確定測量をし、計画変更でなく、再度案件として申請する案件です。

議案第4号8番について、調査報告申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より南に約4.7キロメートルに位置し、進入路は確保されております。

農地区分としては、事務指針31ページ、⑤の⑥に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、現在自動車販売業を営んでいるが既存の車両置場が手狭になり、既存施設から近い当該申請地を車両置場として利用したいとのことです。

申請面積は3,838.36平方メートルで、車55台分の用地で、資金の確保につきましては自己資金にて賄う計画となっております。

次に、事業計画については、敷地の一部を搬入車両の進入路及び転回スペースとし、碎石を10センチメートル厚で敷き、均圧し、余剰スペースは現地盤に転圧をかけるのみとして利用するものです。

隣接農地境との内側に、飛散物の防止のため高さ2メートルほどの鉄製の囲いを境界より50センチセットアップし設置し、雨水流出対策として20センチメートル高ほどのコンクリートブロック堰を設置する。

使用不可能な法面は雑草生育防止のためコンクリート吹き付け処理をし、隣接農地に迷惑をかけないようにする。雨水については自然浸透。用水、雑排水はありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障については、農業用施設及び排水施設はないので、影響ありません。日照・通風については事業用地との間隔が十分にあるので影響はありません。土砂及び雨水流出対策とし、事業用地と隣接農地との間にコンクリートブロック堰を設置し、法面にはコンクリート吹き付け処理を行い、土砂及び雨水の流出を防止します。

隣接農地所有者への説明については了承されているとのことです。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号1番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号1番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号2番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号3番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号4番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号5番、6番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番、6番は許可相当に決定します。

次に、議案第3号7番を許可相当で決定することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番は許可相当に決定します。

次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の承認について【一括】を議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤事務局長、お願いします。

○齋藤事務局長

議案書7ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）の一括方式の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和8年1月23日付けで、八街市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める場合、農業委員会の意見を聞くこととされております。

番号1、所在、東吉田字和田地先、地目、畑、面積6,000平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに、賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、報告第1号、第2号についてを議題とします。

事務局より、報告第1号を、齋藤事務局長、お願いします。

第2号を、川崎係長、説明願います。

○齋藤事務局長

それでは、議案書8ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積1万8、352平方メートルのうち2、000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積4、563平方メートル。合意の成立日、土地引渡時期ともに、令和8年1月7日です。

番号2、所在、沖字西沖地先、地目、畑、面積1、983平方メートル、合意の成立日、土地引渡時期ともに、令和8年1月7日です。

続いて、川崎のほうからご説明させていただきます。

○川崎係長

議案書の9ページをご覧ください。報告第2号、農地法施行規則第53条第6号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。こちらは、八街市建設部道路河川課からの届出です。

番号1、所在、小谷流字沢田地先、地目、田、面積2、082平方メートルのうち43平方メートル。目的は、道路排水施設用地です。市道23008号線の道路排水施設として利用するというものです。

番号2、所在、小谷流字沢田地先、地目、田、面積1、570平方メートルのうち2.3平方メートル。目的は、道路排水施設用地。市道23008号線の道路排水施設として利用するというものです。

以上です。

○岩品会長

ただ今の報告事項は、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

なければ、以上で、本日の議題審議は全て終了しました。事務局にお返しします。

○齋藤事務局長

閉会を宣す。(午後3時42分)

議事録署名人

議 長

5 番

6 番